生活上の留意事項

1　学校生活

(1) 生徒指導における重点目標

ア　望ましい基本的な生活態度・礼儀・正しい言葉遣いなどの習慣化を図る。

イ　基本的生活習慣、集団生活のあり方を体得するとともに高校生としての自覚を養う。

ウ　交通規則の遵守による交通事故防止と自転車通学者のマナーを徹底する。

エ　原付・自動二輪・普通自動車の免許は絶対に取らない（全国高Ｐ連決議）。ただし、普通自動車運転免許については、３学年の進路内定者に限り、就職希望者は 11 月１日以降、進学希望者は 12 月１日以降に本校の許可を得て自動車学校への入校を認める。ただし、免許取得は本校の卒業式翌日以降とする。

オ　学校の内外に関わらず半田工科高校生であるという自覚を持つ。

(2) 身だしなみ

ア　服装は、学校指定の制服を着用する。（４　制服規程を参照）

○　冬制服

ブレザー、ズボン、スカート、シャツ、セーター、ベスト、ネクタイは学校指定品を着用する。アンダーシャツは白無地が望ましい。ベルトは黒色または茶色で無地のものとし、バックルは華美でないものとする。

登下校時のみ防寒コートの着用を許可する。ただし、着用するコートは黒、紺、茶、グレーの単色、無地のものとし、華美でないものとする。また、防寒着はブレザーの上から身に着けることとする。

○　夏制服

シャツ、ズボン、スカートは学校指定品を着用する。アンダーシャツは白無地とする。

イ　学校休業日の部活動（運動部・文化部問わず）における登下校時の服装について、制服に加え以下の服装を認める。

・　学校指定の体操服・ジャージ

・　各部活動で購入している揃いのチームウェア、練習着、ウインドブレーカー等の防寒着

・　各部活動の顧問が認める練習着や防寒着

ウ　男子の頭髪の長さは、髪が目にかからない、耳にかからない、襟にかからない長さとする。

女子の頭髪の長さは、髪が顔にかかる場合は華美でないヘアピン等でとめる。髪が肩より長い場合は華美でないゴム等で束ねる。

パーマ（アイパー等薬品による加工全般を含む。）、染色（脱色、ドライヤーのかけすぎを含む。）、額のそり上げ、整髪料の使用、その他、極端に手を加えることは禁止する。

エ　ズボンのすそを折って着用することは禁止する。また、スカートの長さは膝にかかる程度とする。

オ　通学用の鞄及び靴は、華美でなく高校生らしいものとする。ブーツ、ハイカットの靴は禁止とする。

カ　指輪・ピアス（耳に穴をあけることも含む）・タトゥー・カチューシャ・ネックレス・ブレスレット・サングラス・マニキュア等の装飾品や化粧、ひげを伸ばすことは禁止する。

(3) 自転車通学

自転車通学希望者は、許可願を生徒指導部に提出し、登録ステッカーを購入し車体に貼付する。(自転車を新たに換える場合も許可願を再度提出し、登録ステッカーを貼る。) 交通規則を遵守し、交通事故のないように努める。

ア　学校から 1.5 ㎞以遠の者とする。また、住吉町駅からの自転車通学は認めない。

イ　防犯登録、前照灯・尾灯・反射器、ブレーキ等の整備が良好で車体改造をしてないものとする。２人乗り用ハブステップは付けない。

ウ　車輪は 24～28 インチとし、ミニサイクル・スポーツサイクル（ロードバイク・マウンテンバイク等）は許可しない。

エ　雨天時には雨ガッパを着用する。

オ　ヘルメットを着用する（努力義務）。

(4) 携帯電話・スマートフォン等の扱いについて

ア　学校敷地内は電源を切り、カバンの中にしまう。使用は禁止する。

イ　家庭からの緊急の連絡は、学校に電話をかけてもらう。

ウ　不適切な使用は、段階的に指導する。

(5) 所持品

すべての所持品に氏名を明記し、不要な金品や高価な物は学校に持参しない。

(6) 学校への届出

以下の場合は必ず学校へ届け出る。

ア　欠席・忌引・遅刻・早退の届

原則として、事前に保護者から届け出る。

忌引日数は、父母（又は保護者）の死亡（７日）、祖父母、兄弟姉妹の死亡（３日）、伯叔父母の死亡（１日）、曾祖父母の死亡（１日）、父母の法要（１日）を原則とし、遠方の場合は移動にかかる日数を加えることができる。

イ　自転車通学を希望するとき	自転車通学許可願→生徒指導部
ウ　規定以外の服装（所持品）を必要とするとき	異装許可願→ＨＲ担任→生徒指導部
エ　遅刻をしたとき	遅刻届→教科担任→ＨＲ担任
オ　考査中に遅刻をしたとき	遅刻届→監督者
カ　その他（届や許可が必要なもの）	生徒指導部

２　校外生活

(1) 常に言動・服装に注意して、本校生徒としての品位を保ち、社会道徳の実践に努める。

(2) 外出するときは、必ず行き先・目的・帰宅時間等を明らかにしておく。午後 11 時以降の外出や外泊はしない。（保護者同伴でも補導の対象となる。）

(3) 四ない運動「オートバイ（車）の免許は取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」を遵守し、交通事故防止に努める。原付・自動二輪・普通自動車の運転免許取得は厳禁である。（全国高Ｐ連決議）

なお、無免許運転は絶対にしない。

(4) アルバイトは原則、禁止とする。（必要がある場合、許可願を提出し許可を得る。）
(5) 飲酒や喫煙、各種遊戯場（パチンコ等）への出入りをしない。
(6) 交友関係には特に気を付け、常に自己を見つめ、高校生にふさわしい節度ある行動をとる。
(7) 交通事故にあったとき、警察官に補導されたとき、家庭に重大な事故があったときなどは、ただちにＨＲ担任または学校へ届け出る。

３　特別指導

以下の行為があったときは、教育的見地に立って特別指導を行う。

(1) 教師への反抗・暴言・指導に従わない場合
(2) いじめ、嫌がらせ、暴力行為
(3) 考査に関する不正行為
(4) 交通違反
(5) 無断免許取得
(6) SNS 等による他人への誹謗・中傷
(7) 飲酒･喫煙
(8) 窃盗、脅迫、放火等
(9) 無断アルバイト
(10)本校生徒としての品位を著しく害する行為

4　制服規程

冬制服のブレザー、冬ズボン、冬スカート、長袖シャツ、ニットベスト、ニットセーター、ネクタイ及び夏制服の半袖シャツ、夏ズボン、夏スカートはすべて学校指定品とする。

Aタイプ

＜冬制服＞

(a) ブレザー	シングル２つボタン、筒袖 校章入りボタン、ワッペン付き
(b) 冬ズボン	ワンタック、裾シングル仕上げ
(c) 長袖シャツ	レギュラーカラー、胸ポケットに校章刺繍入り(エンジ)
(d) ネクタイ	柊デザインマーク入り、ワンタッチ式
(e) ニットベスト	２色（紺、エンジ）選択制 Ｖネック、左胸校章刺繍（紺/グレー）（エンジ/白）
(f) ニットセーター	２色（紺、エンジ）選択制 Ｖネック、左胸校章刺繍（紺/グレー）（エンジ/白）

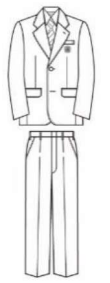

＜夏制服＞

(a) 半袖シャツ	ボタンダウン、胸ポケットに校章刺繍入り（エンジ）
(b) 夏ズボン	ワンタック、裾シングル仕上げ

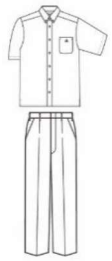

Bタイプ

＜冬制服＞

(a) ブレザー	シングル２つボタン、筒袖 校章入りボタン、ワッペン付き
(b) 冬スカート	20 本車ひだ
(c) 冬ズボン	ワンタック、裾シングル仕上げ
(d) 長袖シャツ	レギュラーカラー、胸ポケットに校章刺繍入り(エンジ)
(e) ネクタイ	柊デザインマーク入り、ワンタッチ式
(f) ニットベスト	２色（紺、エンジ）選択制 Ｖネック、左胸校章刺繍（紺/グレー）（エンジ/白）
(g) ニットセーター	２色（紺、エンジ）選択制 Ｖネック、左胸校章刺繍（紺/グレー）（エンジ/白）



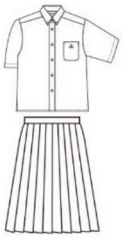

＜夏制服＞

(a) 半袖シャツ	ボタンダウン、胸ポケットに校章刺繍入り（エンジ）
(b) 夏スカート	20 本車ひだ
(c) 夏ズボン	ワンタック、裾シングル仕上げ

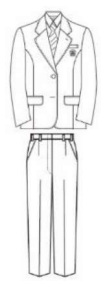

５　校則見直しの手続きについて

（1）生徒会は、校則の変更（追加、改正または廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後校長に対し、校則の変更を求めることができる。

（2）校長は、前項の規定に基づく要望があったとき、または校則の変更が必要と判断したときには、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会でその内容を議論する。

（3）校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。